

～教育認定(1号)をご利用の保護者様～

# 幼児教育の無償化 2019年10月からスタート



## 利用料

**満3歳児**(満3歳児になった日から最初の3月31日まで)から**5歳児**(小学校就学前)クラスに通う児童を対象に基本的な利用者負担額が無償となります。(園に利用料を支払う必要がなくなります。)

バス代、給食費などはこれまでどおり**自己負担**です。

副食費(おかず相当分)について、家庭の状況や世帯の状況により、減免となる場合があります。対象の世帯は9月頃別途通知いたします。

既に園を利用されている方は新たな手続きは不要です。

## 預かり保育

**保育の必要な3歳児**(3歳になった日から最初の4月1日以降)から**5歳児**(小学校就学前)までの児童について、月額11,300円まで無償となります。

○利用日数に応じて月額の上限額は変動します(450円×利用日数)

料金例

利用料	利用日数	上限額	無償化対象額	実質負担額
5,500円	12日	450円×12日	5,400円	100円
6,750円	15日	450円×15日	6,750円	0円

※実際にかかった経費より多くは支給されません。

※満3歳児クラスに通うお子さんについては市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象になります。

預かり保育については一度料金を園にお支払いいただき、後から還付となります。

「預かり保育」が無償化の対象となるには保護者が就労しているなどの条件が必要となり、町から「保育の必要性の認定」が必要になります。また、認定を受けるには「認定申請書・就労証明書」を園へ別途ご提出ください。

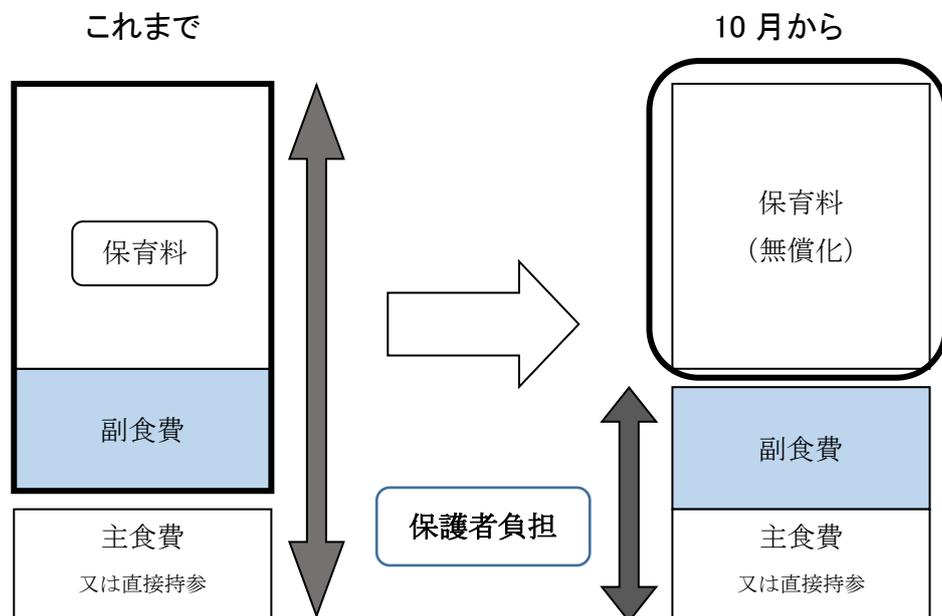
～保育認定（2号）をご利用の保護者様～



## 2019年10月から、 保育料が無償化されます

3～5歳児のお子さまについて保育料が無償となるため、保育料をお支払いいただく必要がなくなります。

・制度の改正により、今まで保育料に含まれていた副食費（おかず相当分）が自己負担になります。そのため、今後は園に副食費分をお支払いいただく必要があります。



無償化に伴い、新たに申請などは必要ありません。

副食費について、家庭の状況や世帯の状況により、減免となる場合があります。対象の世帯については、別途通知いたします。

※0～2歳児は一部の世帯を除き、これまでどおり保育料を納入いただきます。

お問い合わせ  
野木町教育委員会こども教育課  
子育て支援係  
TEL.0280-57-4167  
FAX.0280-57-4192